資料２

平成28年度　こしき地域生産農家支援事業補助金　評価表　NO.　33

所管部課名	畜産課	担当者	久保　孝志
事務事業名	畜産経営安定支援事業費		
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領		
補助経過年数	１年以上５年以下		

平成28年度予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容
978 千円	千円	978 千円	千円	

	指標名	目標値	目標年度
成果指標①	繁殖用雌牛頭数（甑地域）	２５０頭	平成３３年度
成果指標②	子牛せり市平均価格	薩摩中央家畜市場平均	平成３３年度

補助対象者	甑島地域肉用牛振興会
補助対象経費	優良雌牛導入事業、子牛せり市支援事業、子牛預かり施設航送料、
補助対象事業・活動の内容	甑地域における肉用牛経営の課題を解決し、肉用牛農家の経営安定と畜産振興を推進するための事業
分類	□運営補助のみ　■事業補助のみ　□運営補助と事業補助の両方　□その他
補助金額又は補助率	・優良雌牛導入事業：１頭につき５０，０００円 ・子牛せり市支援事業：補助員5,900円×2／3　誘導員2,000円×2／3 ・子牛預かり施設航送料：実費相当額×1／2
上記項目の積算方法	・優良雌牛導入事業：１頭につき５０，０００円 ・子牛せり市支援事業：補助員5,900円×2／3　誘導員2,000円×2／3 ・子牛預かり施設航送料：実費相当額×1／2

補助を受ける事業（団体）等の過去３ヵ年の決算状況

項目			平成25年度 金額（円）	平成25年度 割合（%）	平成26年度 金額（円）	平成26年度 割合（%）	平成27年度 金額（円）	平成27年度 割合（%）
収入	自己資金		2,658,500	80.9%	3,127,360	84.2%	4,266,980	85.7%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	2,658,500	80.9%	3,127,360	84.2%	4,266,980	85.7%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
	市補助金		627,500	19.1%	588,000	15.8%	710,000	14.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
	（前年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%
	計		3,286,000	100.0%	3,715,360	100.0%	4,976,980	100.0%
支出	事業費		3,286,000	100.0%	3,715,360	100.0%	4,976,980	100.0%
	人件費			0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
	（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%
	計		3,286,000	100.0%	3,715,360	100.0%	4,976,980	100.0%
支出計/前年度支出計						113.1%		134.0%
自己資金/前年度自己資金						117.6%		136.4%
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		0.0%
交付件数			3		3		3	
成果指標の推移①			198		182		175	
成果指標の推移②				479,213		515,146		594,447

特記すべき事項等

【前回評価】平成２５年度「見直しの上で継続（補助内容の改善）」海洋深層水で育った牛などブランド化の研究をして欲しい。
【前回評価への回答】こしき地域の肉用牛の生産過程を考えると、今の飼育状況では海洋深層水で育った牛としてブランド化するのは難しい。また、子牛価格が高値堅調で推移している中では経済的にも大きな負担がかかり、経営面への影響が出るため、農家の理解が得がたい。

〈補助金の視点別評価〉　　【主管課評価・・・Ａ=合致、Ｂ=概ね合致、Ｃ=課題あり】

要件	項　　目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	補助対象者である甑島地域肉用牛振興会には、甑地域の全畜産農家が参加しており、甑地域の畜産業全体の利益に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ①　特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ②　社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	甑地域の家畜改良及び地域的ハンデの克服等の解消を図る当該事業の必要性は高い。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	甑地域の子牛平均価格は、これまで薩摩中央家畜市場の平均価格と比較すると約１０万円の価格差があったが、優良雌牛導入等の効果もあり、平成２３年度以降その差が縮小してきている。
適格性及び妥当性	①　補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	甑地域の畜産農家を対象とした補助である。
	②　補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領に規定されており、妥当である。
	③　補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	補助対象のうち、子牛せり市支援補助と子牛預かり施設への子牛の航送料補助については、地域的ハンデの克服の観点から続けていく必要がある。
	④　当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	甑島地域肉用牛振興会には、甑地域の全畜産農家が参加し、畜産振興補助事業の事業主体として、各種事業に取組んでいる。
	⑤　特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	甑地域に特化した事業であるが、甑地域の畜産農家支援として最も妥当な政策手段であると認められる。
	⑥　補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領に規定されており、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大　□他の補助金と統合 □補助内容の改善　□縮小　□移管 □休止 □廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性　⇒　□高い　□低い 必要性　⇒　□高い　□低い 有効性　⇒　□高い　□低い 適格性・妥当性　⇒　□高い　□低い
	≪上記方向の理由≫ 甑地域に特化した事業であるが、甑地域の畜産農家の経営状況、肉用牛情勢等を見極めながら現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向　□拡大　□他の補助金と統合 □補助内容の改善　□縮小　□移管 □休止 □廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成１６年薩摩川内市規則第６７号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成１８年薩摩川内市条例第４０号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成１９年薩摩川内市告示第１００号）第２条の表に掲げるこしき地域生産農家支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第２条　補助金は、農業者の組織する団体に対して交付する。

２　こしき地域生産農家支援事業補助金に係る補助事業等は、甑地域における肉用牛経営の課題を解決し、肉用牛農家の経営安定と畜産振興を推進するために行うものである。

（補助金の額）

第３条　こしき地域生産農家支援事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第４条　こしき地域生産農家支援事業補助金事業は次のいずれかに該当する場合にはこれを交付する。

(1)　優良牛導入(繁殖牛更新)

(2)　子牛預かり施設航送料

(3)　子牛セリ市支援

(4)　その他必要と認められる経費

（交付の申請）

第５条　こしき地域生産農家支援事業補助金の交付の申請に係る規則第５条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

（交付の基準）

第６条　こしき地域生産農家支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1)　当該補助事業等が第２条の要件を満たさない場合

(2)　前号に掲げる場合のほか、当該申請者にこしき地域生産農家支援事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第７条　こしき地域生産農家支援事業補助金の実績報告に係る規則第１５条第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
(2)　当該補助事業等に係る納入確認写真
(3)　当該補助事業等に係る領収書又は請求書
(4)　前３号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第８条　こしき地域生産農家支援事業補助金の効果（条例第４条第２項第１号の効果をいう。）は、本市甑地域における次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。
(1)　繁殖牛更新率
(2)　本土地域との航走料に係る是正率
(3)　子牛セリ市価格

（補助事業者等の責務）

第９条　こしき地域生産農家支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附　則

１　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

２　こしき地域生産農家支援事業補助金に係る条例第４条第１項の規定による見直しについては、平成２５年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成２６年度において所要の措置を講ずるものとする。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。